

児童館及び学童保育所指定管理者候補者募集要項

令和8年6月 高根沢町

1 目的

この要項は、高根沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年高根沢町条例第 6 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 17 年高根沢町規則第 11 号。以下「規則」という。）に基づき、指定管理者の候補者を選定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とします。

2 指定管理を行う公の施設

高根沢町児童館及び学童保育所設置条例（平成 17 年高根沢町条例第 18 号）に規定する児童館 2 か所及び学童保育所 11 か所

※ 現在、町では高根沢町学校規模適正化基本計画に基づき、小学校の規模適正化についての検討を進めています。そのため、指定管理期間中に学童保育所の実施か所が減少することもあります。その際には状況に応じ、契約内容の変更を行う場合があります。本件について了承の上、応募願います。

3 指定管理の期間

令和 9（2027）年 4 月 1 日から令和 14（2032）年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 応募資格

応募できる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 当該施設の管理運営を円滑に遂行できる能力を有すること。
- (2) 財政基盤が安定していること。
- (3) 児童福祉法等の関係法令を遵守し、適切な運営ができること。
- (4) 法律行為を行う能力を有していること。
- (5) 破産者でなく、復権を得ない者ではないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- (8) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法、民事再生法等に基づく法的手続きを行っていないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団ではないこと。又は、暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下でないこと。

なお、複数の団体で一つの事業体を結成し、グループとして応募することも可能です。その場合には、応募時に共同事業体を結成し、代表構成員（他の団体は構成員とします。）を定めてください。共同事業体にあつては、代表構成員及び構成員が上記（１）から（１０）に該当しないこと。

5 選定方法等

町条例の規定に基づき、町指定管理者選定委員会が決定した審査方法・審査基準等により審査し、指定管理候補者を選定します。（審査方法等の詳細は別添「児童館及び学童保育所指定管理者選定要領」のとおり。）

（１）審査会は令和８年８月５日（水）に実施します。審査会への出席要請については申請者に別途通知します。

（２）申請者が一者であった場合も、複数者の応募があつた場合と同様に、審査会を開催し、審査基準に照らした審査を実施します。

（３）審査の結果、適切な申請者がいないときは、候補者なしとし再募集する場合があります。

（４）結果については、書面により各申請者に通知します。

（５）選定された指定管理者候補者は、町議会（令和８年９月予定）の議決を経て指定管理者に指定します。議決後に町と指定管理者との間で協定を締結します。

なお、協定の締結に係わる費用については、指定管理者の負担となります。

6 選定スケジュール

①募集要項配布（HP掲載）	令和８年６月１８日（木）
②現地説明会参加申込期限	令和８年６月２５日（木）１７時
③現地説明会（参加任意）	令和８年６月３０日（火）１０時
④質問の受付締切	令和８年７月３日（金）１５時
⑤質問への回答（HP掲載）	令和８年７月１０日（金）
⑥申請書類の受付締切	令和８年７月２４日（金）１６時
⑦指定管理者選定委員会（審査会）	令和８年８月５日（水）
⑧指定管理者候補者の決定	令和８年８月中旬
⑨指定管理者の指定（議会による議決）	令和８年９月中旬
⑩基本協定締結	令和８年１０月以降

7 応募の手続き

(1) 仕様書、申請書等の配布

仕様書、申請書等は高根沢町ホームページからダウンロードしてください。

【仕様書、申請書等配布先 URL】

<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/gyosei/biz/shiteikanri/2027jidou.html>

(2) 現地説明会

現地説明会を希望する場合は、下記のとおり実施します。現地説明会に参加しなかった場合、参加したものとみなして申請を受付しますのでご注意ください。

- ① 日時 令和8年6月30日（火）午前10時00分～（1～2時間程度）
- ② 場所 児童館「みんなのひろば」及び「きのこのもり」並びに各学童保育所（代表施設）
- ③ 申込方法 「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、申込期間内にFAX又はEメールにて下記送付先へ送信してください。なお、送信の際、未送信を防ぐためお電話にてご連絡ください。
- ④ 申込締切 令和8年6月25日（木）17時までに必着のこと。
- ⑤ 送付先 高根沢町こどもみらい課（「15 問い合わせ先」参照）

(3) 質問の受付

- ① 質問方法 質問の要旨を簡潔にまとめ、「募集要項の内容等に関する質問書」に記入し、Eメールにて送信し、併せて電話連絡をお願いします。上記以外の方法（持参、郵送、電話、口頭等）によるもの、又は受付期間を過ぎたものは一切受付いたしません。受付〆切 7月3日（金）
- ② 送付先 高根沢町こどもみらい課（「13 問い合わせ先」参照）

(4) 質問への回答

令和8年7月10日（金）に、申請者からの質問に対する回答を、町ホームページに掲載します。回答に当たっては、質問をした団体名は公表しません。この回答は、本要項又は仕様書の一部として取り扱います。なお、意見の表明と読み取れるもの、質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがあります。

8 申請書及び添付書類の提出

4の団体は、次のとおり申請書等を提出してください。

(1) 提出書類

書 類 名	提出部数	様式等
1 申請		

書類名	提出部数	様式等
① 申請書	正 1	様式第 1 号 第 1 様式
(共同事業体の場合) 共同事業体委任状兼誓約書	正 1	第 2—A 様式
2 団体に関する書類		
② 【法人の場合】 登記事項証明書 【非法人の場合】 代表者の身分証明書	正 1	
③ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類の写し	正 1	
④ 申請資格に関する申立書	正 1	様式第 2 号
⑤ 国税及び地方税の納税証明書納税証明書 (法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないことを証する書類)、又は、納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(令和 8 年 6 月 18 日以降に交付されたもの)	正 1	
⑥ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類	正 1	任意様式
⑦ 個人情報保護方針又はこれに相当する書類	正 1	第 8 様式 (任意様式可)
3 経営状況を証明する書類		
⑧ 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類	正 1・副 8	第 3 様式 (任意様式可)
⑨ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類	正 1・副 8	第 4 様式 (任意様式可)
⑩ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書	正 1・副 8	第 6・7 様式 (任意様式可)

書類名	提出部数	様式等
⑪ 団体の事業報告書（作成している場合）	正 1 ・ 副 8	任意様式
4 事業計画書	正 1 ・ 副 8	第 9 ～ 14 様式

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 24 日（金） 16 時まで

(3) 提出方法等

- ① 提出書類全てを A 4 タテのフラットファイルに綴り、高根沢町総務課へ提出すること。提出方法は持参又は郵送（宅配可）のいずれかとします。ただし、郵送等の場合、到着確認はいたしません。
- ② 部数は正本 1 部、副本 8 部（写し可）とします。
- ③ 受付時間は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（提出期限日は午後 4 時まで）とします。

(4) 留意事項

- ① 提出書類の内容について、後日町から疑義照会等を行うことがあります。
- ② 提出書類の提出後の差替え、追加、変更、削除等は認めません。
- ③ 提出書類は、高根沢町情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。ただし、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。
- ④ 事業計画書の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者候補者の公表等必要な場合には、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑥ 申請書類に要する費用は、全て申請者の負担とします。
- ⑦ 提出書類の「正」は、事業者名が記載されている正本を提出すること。提出書類の「副」については、「正」のコピーで構いませんが、事業者名の記載がないものかつ事業者名が特定できないものを提出してください。

9 事業計画書の作成要領

事業計画書は、次の項目について順に記載すること。総ページ数の上限は 30 ページとします。

項番	項目	記載内容
1	申請理由	
1-1	運営の意欲	・ 指定管理者として運営するにあたり、今後の思いや意欲について記載すること。これまでの実績（ある場合）

項番	項目	記載内容
		を踏まえ、どのような保育・支援をめざしていくのかを記載すること。
2	運営主体	
2-1	団体の運営理念及び組織体制	・団体の運営理念及び組織体制について、本社・支店等のバックアップやサポートを絡め、組織的な体制について記載すること。
2-2	団体の経営状況	・団体の経営状況について、収支計画書や貸借対照表等を基に簡潔に記載すること。今後5年間の安定した経営見通しについても記載すること。
2-3	管理実績	・指定管理実績がある場合は、受託件数や年数等を簡潔に記載すること。
3	事業の実施計画	
3-1	施設の運営方針及び目標	・児童館及び学童保育所の運営方針及び目標を記載すること。
3-2	施設の運営体制及び職員の配置	・児童館及び学童保育所の運営体制について記載すること。職員の資格（保育士、教員免許等）・経験等が分かるように記載すること。 ・職員の資質や知識向上の方策を記載すること。 ・働きやすい職場環境等の取組みについて記載すること。
3-3	事業の実施内容	・指定管理者として実施する事業の内容について、事業ごとに詳細に記載すること。○児童館事業 ○放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・指定管理業務のうち、要求水準以上に実施することについては「提案事業」として分かりやすく記載すること。 ・「自主事業」の実施予定がある場合は、指定管理業務と分けて記載すること。
3-4	安全管理及び事故防止対策	・安全管理や事故防止対策の責任者等の配置について記載すること。

項番	項目	記載内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理や事故防止に資する取組について記載すること。 ・不審者対応・防犯対策について記載すること。 ・児童の安全管理や健康管理について記載すること。 ・AED の配備及び取扱い習熟の方策について記載すること。
3-5	住民サービス向上や要望等への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート等の実施や結果の活用方法について記載すること。 ・要望や苦情の対応策について記載すること。 ・その他住民サービスの向上に資する取組を記載すること。
3-6	学校・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校との連携方策について記載すること。 ・子育て支援関係機関との連携方策について記載すること。
3-7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止の取組み状況（発見・通告体制等）について記載すること。 ・アレルギー等への対応方策について記載すること。
4	個人情報の保護	
4-1	個人情報の管理及び保護の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理方法について記載すること。 ・個人情報保護に関する職員教育の取組について記載すること。
5	維持管理計画	
5-1	建物等の保守管理・補修計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の日常点検・定期点検の方策について記載すること。
5-2	清掃・衛生管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の清掃・衛生管理の方策について記載すること。
6	事業収支計画	
6-1	収入計画	<ul style="list-style-type: none"> ・収入をどのように見込んだか、根拠を記載すること。

項番	項目	記載内容
6-2	支出計画	・支出の内訳を記載すること。

10 選定方法及び結果通知

条例第5条第1項の規定に基づき設置された「児童館及び学童保育所指定管理者選定委員会」が、別に定める選定基準に基づき審査し、その結果を踏まえて町長が指定管理者の候補者を選定します。

選定結果は、8月中旬に各団体あて書面で通知します。

なお、指定管理者の指定は議会の議決を要するため、9月中旬となる見込みです。

また、審査の結果、適切な申請者がいないときは、候補者なしとし再募集する場合があります。

11 失格事項等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期限を過ぎて申請書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査を妨害する行為があった場合
- ④ 申請者が選定委員会委員に接触した場合
- ⑤ 応募資格に関する要件を満たさないことが判明した場合

(2) 指定管理者の指定の前に、次のいずれかに該当することとなった場合は、指定管理者の候補者の決定を取り消すことがあります。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の制限をされている者
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑦ 選定された団体等が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

12 その他

(1) 提出書類の作成及び提出に係る経費はすべて申請者の負担とします。

(2) 天災その他やむを得ない事情により指定管理者の候補者の選定ができないと認められるときは、選定手続を延期若しくは中止又は審査方法を変更することがあります。

- (3) 共同事業体の取り扱いについては、共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。協定後の協議は代表企業・団体を中心に行うが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。また、原則として、応募後の共同事業体の構成員の変更は認めません。
- (4) 本要項に記載のない事項については、町と協議を行うこと。
-

13 問い合わせ先

(1) 施設の所管課：高根沢町こどもみらい課

所在地：高根沢町大字太田 746 番地 3 TEL：028-675-6466 FAX：028-676-3721

E-mail：kodomotown.takanezawa.tochigi.jp

(2) 指定管理者選定委員会事務局：高根沢町総務課

所在地：高根沢町大字石末 2053 番地 TEL：028-675-8101 FAX：028-675-2409

E-mail：kanzai@town.takanezawa.tochigi.jp